

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変更前	変更後	変更理由
<p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 (増設雑固体廃棄物焼却設備) II-2-44-1</p>	<p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備</p> <p>(中略)</p> <p>2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 (増設雑固体廃棄物焼却設備) II-2-44-1</p> <p><u>2.47 廃スラッジ回収施設 II-2-47-1</u></p>	<p>廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.5 汚染水処理設備等 2.5.1 基本設計 2.5.1.5 主要な機器 2.5.1.5.1 汚染水処理設備，貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管，移送ポンプ等）</p> <p>（中略）</p> <p>また，二次廃棄物の廃スラッジは造粒固化体貯槽(D)，廃スラッジ一時保管施設で一時的に貯蔵する。汚染水処理設備，貯留設備及び関連設備の主要な機器は，免震重要棟集中監視室またはシールド中央制御室（シールド中操）から遠隔操作及び運転状況の監視を行う。</p>	<p>2.5 汚染水処理設備等 2.5.1 基本設計 2.5.1.5 主要な機器 2.5.1.5.1 汚染水処理設備，貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管，移送ポンプ等）</p> <p>（中略）</p> <p>また，二次廃棄物の廃スラッジは造粒固化体貯槽(D)，廃スラッジ一時保管施設 <u>又は保管容器に保管し使用済セシウム吸着塔一時保管施設</u>で一時的に貯蔵する。 汚染水処理設備，貯留設備及び関連設備の主要な機器は，免震重要棟集中監視室またはシールド中央制御室（シールド中操）から遠隔操作及び運転状況の監視を行う。</p>	<p>廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>b. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>使用済セシウム吸着塔一時保管施設は、セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置、第三セシウム吸着装置、モバイル式処理装置、高性能多核種除去設備、サブドレン他浄化装置、高性能多核種除去設備検証試験装置、RO 濃縮水処理設備及び第二モバイル型ストロンチウム除去装置、放水路浄化装置で発生する吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置で発生するフィルタ及び吸着塔、多核種除去設備、増設多核種除去設備にて発生する二次廃棄物を収容する高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム、5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで発生する使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔の回収施設等が設置されるまでの間一時的に貯蔵を行う施設であり、吸着塔、フィルタ、高性能容器及び処理カラムを取り扱うための門型クレーン、遮へい機能を有するコンクリート製ボックスカルバート等により構成する。</p> <p>なお、使用済セシウム吸着塔一時保管施設は必要に応じて増設する。</p>	<p>2.5.1.5.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>b. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>使用済セシウム吸着塔一時保管施設は、セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置、第三セシウム吸着装置、モバイル式処理装置、高性能多核種除去設備、サブドレン他浄化装置、高性能多核種除去設備検証試験装置、RO 濃縮水処理設備及び第二モバイル型ストロンチウム除去装置、放水路浄化装置で発生する吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置で発生するフィルタ及び吸着塔、多核種除去設備、増設多核種除去設備にて発生する二次廃棄物を収容する高性能容器及び多核種除去設備にて発生する処理カラム、<u>廃スラッジ回収施設で発生する廃スラッジ保管容器</u>、5・6号機仮設設備（滞留水貯留設備）浄化ユニットで発生する使用済セシウム／ストロンチウム同時吸着塔の回収施設等が設置されるまでの間一時的に貯蔵を行う施設であり、吸着塔、フィルタ、高性能容器、<u>処理カラム及び廃スラッジ保管容器</u>を取り扱うための門型クレーン、遮へい機能を有するコンクリート製ボックスカルバート等により構成する。</p> <p>なお、使用済セシウム吸着塔一時保管施設は必要に応じて増設する。</p>	<p>廃スラッジ保管容器発生に伴う記載の追加</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様 2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第四施設） 吸着塔保管体数 680 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔） 345 体（第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO 濃縮水処理設備吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔）</p>	<p>2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様 2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第四施設） 吸着塔保管体数 680 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔，廃スラッジ保管容器） 345 体（第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO 濃縮水処理設備吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔）</p>	<p>廃スラッジ保管容器発生に伴う記載の追加</p>

変更前	変更後	変更理由																																				
<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2. 評価結果</p> <p>2.2.1. 使用済セシウム吸着塔仮保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>c. すべり量評価</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表-17 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1" data-bbox="103 520 1261 1375"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>57.5</td> <td>450</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>なお、使用済セシウム吸着塔一時保管施設の第一～第四施設の基礎は、地盤改良による安定した地盤上に設置されており、十分な支持力を有する地盤上に設置している。</p>	機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	57.5	450	mm	<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2. 評価結果</p> <p>2.2.1. 使用済セシウム吸着塔仮保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>c. すべり量評価</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表-17 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1" data-bbox="1329 520 2487 1411"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・廃スラッジ保管容器</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>57.5</td> <td>450</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>なお、使用済セシウム吸着塔一時保管施設の第一～第四施設の基礎は、地盤改良による安定した地盤上に設置されており、十分な支持力を有する地盤上に設置している。</p>	機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・廃スラッジ保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	57.5	450	mm	<p>廃スラッジ保管容器発生に伴う記載の追加</p>
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																	
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																	
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	57.5	450	mm																																	
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																	
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・廃スラッジ保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																	
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）】 ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	57.5	450	mm																																	

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付資料-2</p> <p style="text-align: center;">II-2-7-添2-1</p>	<p style="text-align: center;">添付資料-2</p> <p style="text-align: center;">II-2-7-添2-1</p>	<p style="text-align: center;">現場状況に合わせた記載の適正化</p>
<p>図-1. 所内単線結線図</p>		<p>図-1. 所内単線結線図</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.7 電気系統設備）

変更前

添付資料-3

所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分の考え方

表-1. 所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分（A系電源）

所内高圧母線	所内共通P/C 又は 主な変圧器盤	接続する主な負荷	供給対象			電源設計			備考
			所内 共通 D/G 供給	電源車 供給	機器付 D/G供給	区分	負荷への電源 供給形態	設備多重性	
所内共通 M/C1A	②-2 変圧器盤	原子炉格納容器内室密封入設備	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		使用済燃料プール設備	○	○	○	1-2	単一	多様化※1	※1.消防車の多様性
多核種除去設備 変圧器盤A	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	多核種除去設備 A系、C系/共通系	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		キャスク仮保管設備	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通P/C3A	汚染水処理設備等 サブドレン他水処理施設	滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		地下水ドレン前処理装置	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通P/C3A, 3C	放水路浄化設備	放水路浄化装置	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
		1/2号機 建屋内照明	○ ※2	○	○	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C3A	汚染水処理設備等 1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		2号機 タービン建屋内炉注水ポンプ	○	○	-	1-2	単一	多様化	
		原子炉圧力容器・格納容器注水設備	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		1/2号機 CST炉注水ポンプ A	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
プロセス建屋 常用M/C	プロセス水処理P/C(A)他 二	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	1-2	単一	多様化	()内は区分
		除染装置(1.2)、セシウム吸着装置(1.2)、造粒固化体貯槽	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C4A	所内共通P/C4A 3/4号機 建屋内照明	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		3/4号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		3号機 タービン建屋内炉注水ポンプ	○	○	-	1-2	単一	多様化	
		3号機 CST炉注水ポンプ A	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C4A	原子炉格納容器注水設備	3号機 原子炉格納容器注水設備 A	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
		使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
4号機 燃料取扱設備 受電設備	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	4号機 燃料取扱設備	-	-	-	Ⅲ	単一	単一	燃料取扱設備は、「高い安全機能」であるがフェイルセーフ設計のため電源供給機能は「安全機能」となる
		4号機 燃料取扱設備	-	-	-	Ⅲ	単一	単一	燃料取扱設備は「高い安全機能」であるがフェイルセーフ設計のため電源供給機能は「安全機能」となる
所内共通 M/C5A	監視室・制御室	監視重要機	○	-	○	1-1	二重化	二重化	監視重要機は非常用ガスタービン発電機があるため電源車供給対象外 D/G負荷はCVCF
		サブドレン浄化設備高圧変圧器盤 A	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		高性能多核種除去設備変圧器盤A	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C6A	凍結プラントP/C A系	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋	-	-	-	1-1 (1-2)	二重化 (単一)	二重化 (多様化)	()内は凍土初期造成時
		凍結プラントP/C A-2	○	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通 M/C7A	SFP循環冷却設備配電盤A系	使用済燃料プール設備	○	-	○	1-1	二重化	二重化	
		放射線物質分析・研究施設第1棟	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
共用プール M/C A	共用プールP/C A	使用済燃料共用プール設備	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		共用プール冷却浄化系	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
予備変M/C	スクラップ貯蔵施設P/C N	構内配電線(モニタリングポスト予備等)	○	-	-	1-2	切替	多様化	D/G負荷はMP予備
		汚染水処理設備等	○	○	○	1-1	二重化	二重化	D/G負荷は廃スラッジ設備(水素発生装置設備)

Ⅱ-2-7-添 3-1

(注)
 ・2019.10月時点の計画における10月31日までの設備の主要な負荷を記載
 ・◎は重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する設備として供給するもの、○は◎以外で供給する設備(※2は運用上重要な設備と判断し供給対象とした)。
 ・各設備のうち運転に必要な系統や機器に対して供給するため、◎又は○はすべての機器に同時に供給するものではない。
 ・D/G供給時、電源車供給時は一部負荷を制限する。

変更後

添付資料-3

所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分の考え方

表-1. 所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分（A系電源）

所内高圧母線	所内共通P/C 又は 主な変圧器盤	接続する主な負荷	供給対象			電源設計			備考
			所内 共通 D/G 供給	電源車 供給	機器付 D/G供給	区分	負荷への電源 供給形態	設備多重性	
所内共通 M/C1A	多核種除去設備 変圧器盤A	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通P/C3A	汚染水処理設備等 サブドレン他水処理施設	滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		地下水ドレン前処理装置	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通P/C3A, 3C	放水路浄化設備	放水路浄化装置	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
		1/2号機 建屋内照明	○ ※2	○	○	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C3A	汚染水処理設備等 1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		2号機 タービン建屋内炉注水ポンプ	○	○	-	1-2	単一	多様化	
		原子炉圧力容器・格納容器注水設備	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		1/2号機 CST炉注水ポンプ A	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
プロセス建屋 常用M/C	プロセス水処理P/C(A)他 二	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	1-2	単一	多様化	()内は区分
		除染装置(1.2)、セシウム吸着装置(1.2)、造粒固化体貯槽	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C4A	所内共通P/C4A 3/4号機 建屋内照明	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		滞留水移送装置	○ ※2	-	-	1-1	二重化	二重化	
		3/4号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		3号機 タービン建屋内炉注水ポンプ	○	○	-	1-2	単一	多様化	
		3号機 CST炉注水ポンプ A	○	○	-	1-1	二重化	二重化	
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C4A	原子炉格納容器注水設備	3号機 原子炉格納容器注水設備 A	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
		使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
4号機 燃料取扱設備 受電設備	使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	4号機 燃料取扱設備	-	-	-	Ⅲ	単一	単一	燃料取扱設備は「高い安全機能」であるがフェイルセーフ設計のため電源供給機能は「安全機能」となる
		4号機 燃料取扱設備	-	-	-	Ⅲ	単一	単一	燃料取扱設備は「高い安全機能」であるがフェイルセーフ設計のため電源供給機能は「安全機能」となる
所内共通 M/C5A	監視室・制御室	監視重要機	○	-	○	1-1	二重化	二重化	監視重要機は非常用ガスタービン発電機があるため電源車供給対象外 D/G負荷はCVCF
		サブドレン浄化設備高圧変圧器盤 A	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
		高性能多核種除去設備変圧器盤A	-	-	-	1-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C6A	凍結プラントP/C A系	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む)建屋	-	-	-	1-1 (1-2)	二重化 (単一)	二重化 (多様化)	()内は凍土初期造成時
		凍結プラントP/C A-2	○	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
所内共通 M/C7A	SFP循環冷却設備配電盤A系	使用済燃料プール設備	○	-	○	1-1	二重化	二重化	
		放射線物質分析・研究施設第1棟	-	-	-	Ⅱ-2	切替	単一	
共用プール M/C A	共用プールP/C A	使用済燃料共用プール設備	○	○	○	1-1	二重化	二重化	
		共用プール冷却浄化系	○	-	-	1-1	二重化	二重化	
予備変M/C	スクラップ貯蔵施設P/C N	構内配電線(モニタリングポスト予備等)	○	-	-	1-2	切替	多様化	D/G負荷はMP予備
		汚染水処理設備等	○	○	○	1-1	二重化	二重化	D/G負荷は廃スラッジ設備(水素発生装置設備)

Ⅱ-2-7-添 3-1

(注)
 ・2019.9月末時点の受電設備及び計画における主要な負荷を記載
 ・◎は重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する設備として供給するもの、○は◎以外で供給する設備(※2は運用上重要な設備と判断し供給対象とした)。
 ・各設備のうち運転に必要な系統や機器に対して供給するため、◎又は○はすべての機器に同時に供給するものではない。
 ・D/G供給時、電源車供給時は一部負荷を制限する。

現場状況に合わせた記載の適正化

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.7 電気系統設備）

変更前

添付資料-3

表-2. 所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分（B系電源）

所内高圧母線	所内共通P/C 又は 主な変圧器盤	接続する主な負荷	供給対象			電源設計			備考	
			所内 共通 D/G 供給	電源車 供給	機器付 D/G供給	区分	負荷への電源 供給形態	設備多重性		
所内共通 M/C1B	7変圧器盤	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	○	I-2	単一	多様化		
	8-2変圧器盤	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	○	I-2	単一	多様化		
	7変圧器盤	原子炉格納容器内窒素封入設備	◎	○	○	I-1	二重化	二重化		
	8-2変圧器盤	原子炉格納容器内窒素封入設備	◎	○	○	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C3B	多核種除去設備 変圧器盤B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
		使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	-	-	-	II-2	切替	単一		
	所内共通P/C3B	1/2号機 建屋内照明	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C3B	所内共通P/C3D	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	-	I-1	二重化	二重化		
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C3D	1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
プロセス建屋 後備M/C	第二セシウム吸着装置 変圧器盤	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-2	単一	多様化		
	プロセス水処理P/C(B)	プロセス建屋内照明他	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C4B	所内共通P/C4B	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
		3/4号機 建屋内照明	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C4D	3/4号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	-	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C5B	所内共通P/C4D	原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
		使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C5B	監視室・制御室	○	-	○	I-1	二重化	二重化	危険種は非常用ガスタービン発電機があるため電源車供給対象外 D/G負荷はCVCF	
		サブドレン浄化設備高圧 変圧器盤B	サブドレン他水処理施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C6B	所内共通P/C5B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
		高性能多核種除去設備 変圧器盤B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化	
	所内共通P/C6B	凍結プラントP/C B系	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む) 建屋	-	-	-	I-1 (I-2)	二重化 (単一)	二重化 (多様化)	()内は凍土初期造成時
		SFP循環冷却設備配電 盤B系	使用済燃料プール設備	○	-	○	I-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C7B	共用プールP/C B	大型機器除染設備	-	-	-	III	単一	単一		
		放射線物質分析・研究施設第1種	放射線物質分析・研究施設第1種	-	-	-	II-2	切替	単一	
所内共通 D/G(B)M/C	所内共通D/G(B)補機	共用プール補給水系	○	○ ※2	-	I-1	二重化	二重化		
		共用プール冷却浄化系	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
蒸発濃縮処理設備 M/C	汚染水処理設備等	蒸発濃縮装置、逆浸透膜装置、シールド中機	○ ※2	-	-	II-2	切替	単一	D/G負荷はシールド中機	
		スラッジ貯蔵施設P/C E 他	汚染水処理設備等	○	-	-	I-1	二重化	二重化	D/G負荷は廃スラッジ設備(水素発生排気設備) ()内は区分

II-2-7-添3-2

(注)
 ・H28.10月時点の計画におけるH31.3月未設備の主要な負荷を記載
 ・◎は重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する設備として供給するもの、○は◎以外で供給する設備(※2は運用上重要な設備と判断し供給対象とした)。
 ・各設備のうち運転に必要な系統や機器に対して供給するため、◎又は○はすべての機器に同時に供給するものではない。
 ・D/G供給時、電源車供給時は一部負荷を制限する。

変更後

添付資料-3

表-2. 所内高圧母線に接続する主な負荷及び電源設備の設計区分（B系電源）

所内高圧母線	所内共通P/C 又は 主な変圧器盤	接続する主な負荷	供給対象			電源設計			備考	
			所内 共通 D/G 供給	電源車 供給	機器付 D/G供給	区分	負荷への電源 供給形態	設備多重性		
所内共通 M/C1B	多核種除去設備 変圧器盤B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
		使用済燃料乾式キャスク仮保管設備	-	-	-	II-2	切替	単一		
所内共通 M/C3B	所内共通P/C3B	1/2号機 建屋内照明	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C3D	サブドレン他水処理施設	-	-	-	II-2	切替	単一		
		放水路浄化設備	-	-	-	II-2	切替	単一		
プロセス建屋 後備M/C	所内共通P/C3D	原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	-	I-1	二重化	二重化		
		原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
	プロセス水処理P/C(B)	1/2号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C4B	所内共通P/C4B	汚染水処理設備等	○ ※2	-	-	I-1	二重化	二重化		
		3/4号機 建屋内照明	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C4D	3/4号機 計測用電源(監視計測器通信設備含む)	◎	◎	○	I-1	二重化	二重化		
		原子炉圧力容器・格納容器注水設備	◎	◎	-	I-1	二重化	二重化		
所内共通 M/C5B	所内共通P/C4D	原子炉格納容器ガス管理設備	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
		使用済燃料プールからの燃料取り出し設備	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
	所内共通P/C5B	監視室・制御室	○	-	○	I-1	二重化	二重化	危険種は非常用ガスタービン発電機があるため電源車供給対象外 D/G負荷はCVCF	
		サブドレン浄化設備高圧 変圧器盤B	サブドレン他水処理施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C6B	所内共通P/C5B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化		
		高性能多核種除去設備 変圧器盤B	放射線液体廃棄物処理施設及び関連施設	-	-	-	I-1	二重化	二重化	
	所内共通P/C6B	凍結プラントP/C B系	滞留水を貯留している(滞留している場合を含む) 建屋	-	-	-	I-1 (I-2)	二重化 (単一)	二重化 (多様化)	()内は凍土初期造成時
		SFP循環冷却設備配電 盤B系	使用済燃料プール設備	○	-	○	I-1	二重化	二重化	
所内共通 M/C7B	共用プールP/C B	大型機器除染設備	-	-	-	III	単一	単一		
		放射線物質分析・研究施設第1種	放射線物質分析・研究施設第1種	-	-	-	II-2	切替	単一	
所内共通 D/G(B)M/C	所内共通D/G(B)補機	共用プール補給水系	○	○ ※2	-	I-1	二重化	二重化		
		共用プール冷却浄化系	○	-	-	I-1	二重化	二重化		
蒸発濃縮処理設備 M/C	汚染水処理設備等	蒸発濃縮装置、逆浸透膜装置、シールド中機	○ ※2	-	-	II-2	切替	単一	D/G負荷はシールド中機	
		スラッジ貯蔵施設P/C E 他	汚染水処理設備等	○	-	-	I-1	二重化	二重化	D/G負荷は廃スラッジ設備(水素発生排気設備) ()内は区分

II-2-7-添3-2

(注)
 ・2019.9月時点の受審設備及び計画における主要な負荷を記載
 ・◎は重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する設備として供給するもの、○は◎以外で供給する設備(※2は運用上重要な設備と判断し供給対象とした)。
 ・各設備のうち運転に必要な系統や機器に対して供給するため、◎又は○はすべての機器に同時に供給するものではない。
 ・D/G供給時、電源車供給時は一部負荷を制限する。

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(現行記載なし)</p>	<p><u>2.47 廃スラッジ回収施設</u></p> <p><u>(新規記載)</u></p> <p><u>(以下、省略)</u></p>	<p>廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の追加</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(52) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(52) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵、<u>廃棄物貯蔵施設の建設、汚染水処理設備の保守管理並びに廃スラッジ回収施設の設置、運転管理及び保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>廃スラッジ回収施設設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																								
<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="92 590 1151 1373"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td> <td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="5">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>放水路浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔</td> <td rowspan="10">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第三セシウム吸着装置吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔	<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 2. 処理設備GMは、表40-1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射性廃棄物の種類毎の貯蔵状況を1週間に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="1311 590 2371 1436"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td> <td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設 <u>又は</u> <u>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</u></td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="5">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>放水路浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔</td> <td rowspan="10">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設 <u>又は</u> <u>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</u>	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第三セシウム吸着装置吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔	<p>廃スラッジ回収施設設置に伴う変更</p>
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																																									
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設																																									
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																									
第二セシウム吸着装置吸着塔																																										
モバイル式処理装置吸着塔																																										
放水路浄化装置吸着塔																																										
モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔																																										
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																									
第三セシウム吸着装置吸着塔																																										
サブドレン他浄化装置吸着塔																																										
高性能多核種除去設備吸着塔																																										
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																										
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器																																										
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器																																										
多核種除去設備処理カラム																																										
RO濃縮水処理設備吸着塔																																										
放射性廃棄物の種類		貯蔵施設																																								
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設 <u>又は</u> <u>使用済セシウム吸着塔一時保管施設</u>																																									
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																									
第二セシウム吸着装置吸着塔																																										
モバイル式処理装置吸着塔																																										
放水路浄化装置吸着塔																																										
モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用したフィルタ及び吸着塔																																										
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で 使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																									
第三セシウム吸着装置吸着塔																																										
サブドレン他浄化装置吸着塔																																										
高性能多核種除去設備吸着塔																																										
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																										
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器																																										
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を 収納した高性能容器																																										
多核種除去設備処理カラム																																										
RO濃縮水処理設備吸着塔																																										

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和元年12月17日 原規規発第1912172号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第5条及び第40条については、<u>廃スラッジ回収施設の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></u></p> <p>附則（令和元年12月17日 原規規発第1912172号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(52) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵及び廃棄物貯蔵施設の建設並びに汚染水処理設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(52) 処理設備グループは、安全確保設備等のうち、汚染水処理過程で発生する廃棄物の貯蔵、<u>廃棄物貯蔵施設の建設、汚染水処理設備の保守管理並びに廃スラッジ回収施設の設置、運転管理及び保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>廃スラッジ回収施設設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和元年12月17日 原規規発第1912172号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第5条については、<u>廃スラッジ回収施設の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></u></p> <p>附則（令和元年12月17日 原規規発第1912172号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和元年12月27日から施行する。</p> <p>附則（平成31年1月28日 原規規発第1901285号） （施行期日） 第1条 2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 2.2 線量評価）

変更前	変更後	変更理由
<p>2.2 線量評価 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量 2.2.2.2 各施設における線量評価 (中略)</p> <p><u>現行記載なし</u></p>	<p>2.2 線量評価 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量 2.2.2.2 各施設における線量評価 (中略)</p> <p><u>2.2.2.2.19 廃スラッジ回収施設</u> <u>廃スラッジ回収施設については、各機器に放射能強度に示す核種、放射能濃度が内包していると</u> <u>し、制動エックス線を考慮したガンマ線線源強度を核種生成減衰計算コード ORIGEN により求め、3</u> <u>次元モンテカルロ計算コード MCNP により敷地境界における実効線量を評価した。</u></p> <p><u>放射能強度：全β：8.2×10⁴ Bq/L</u> <u>全γ：7.1×10³ Bq/L</u> <u>遮 蔽：側面：鉄(4mm+76.2mm, 4mm, 76.2mm)</u> <u>上面：鉄(4mm+101.6mm, 3mm, 76.2mm)</u> <u>評価地点までの距離：約1360m</u> <u>線源の標高：T.P.約7m</u> <u>評価結果：約0.0001mSv/年未満</u> <u>※影響が小さいため線量評価上無視する</u></p> <p>(中略)</p>	<p>廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の追加</p>

変更前



図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

* : 1~4号機原子炉建屋（原子炉格納容器を含む）以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため、1~4号機原子炉建屋からの放出量により評価

変更後



図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

* : 1~4号機原子炉建屋（原子炉格納容器を含む）以外からの追加的放出は極めて少ないと考えられるため、1~4号機原子炉建屋からの放出量により評価

変更理由

廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の追加

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 2.2 線量評価）

変更前			変更後			変更後			変更理由
添付資料-4			添付資料-4			添付資料-4			廃スラッジ回収施設の設置に伴う記載の変更
敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			敷地境界における直接線・スカイシャイン線の評価結果			
敷地境界 評価地点	評価地点 の標高 「m」	敷地内各施設からの 直接線・スカイシャイン線 「単位:mSv/年」	敷地境界 評価地点	評価地点 の標高 「m」	敷地内各施設からの 直接線・スカイシャイン線 「単位:mSv/年」	敷地境界 評価地点	評価地点 の標高 「m」	敷地内各施設からの 直接線・スカイシャイン線 「単位:mSv/年」	
No.1	T.P.約4	0.06	No.51	T.P.約32	0.02	No.1	T.P.約4	0.06	
No.2	T.P.約18	0.11	No.52	T.P.約39	0.03	No.2	T.P.約18	0.11	
No.3	T.P.約18	0.10	No.53	T.P.約39	0.16	No.3	T.P.約18	0.10	
No.4	T.P.約19	0.18	No.54	T.P.約39	0.16	No.4	T.P.約19	0.18	
No.5	T.P.約16	0.29	No.55	T.P.約39	0.04	No.5	T.P.約16	0.29	
No.6	T.P.約16	0.29	No.56	T.P.約33	0.01	No.6	T.P.約16	0.29	
No.7	T.P.約21	0.53	No.57	T.P.約39	0.02	No.7	T.P.約21	0.54	
No.8	T.P.約16	0.31	No.58	T.P.約39	0.04	No.8	T.P.約16	0.31	
No.9	T.P.約14	0.17	No.59	T.P.約39	0.09	No.9	T.P.約14	0.17	
No.10	T.P.約15	0.09	No.60	T.P.約41	0.05	No.10	T.P.約15	0.09	
No.11	T.P.約17	0.18	No.61	T.P.約42	0.02	No.11	T.P.約17	0.18	
No.12	T.P.約17	0.14	No.62	T.P.約38	0.02	No.12	T.P.約17	0.14	
No.13	T.P.約16	0.14	No.63	T.P.約44	0.04	No.13	T.P.約16	0.14	
No.14	T.P.約18	0.14	No.64	T.P.約44	0.07	No.14	T.P.約18	0.14	
No.15	T.P.約21	0.12	No.65	T.P.約41	0.14	No.15	T.P.約21	0.12	
No.16	T.P.約26	0.11	No.66	T.P.約40	0.54	No.16	T.P.約26	0.11	
No.17	T.P.約34	0.16	No.67	T.P.約39	0.31	No.17	T.P.約34	0.16	
No.18	T.P.約37	0.09	No.68	T.P.約37	0.43	No.18	T.P.約37	0.09	
No.19	T.P.約33	0.03	No.69	T.P.約36	0.27	No.19	T.P.約33	0.03	
No.20	T.P.約37	0.04	No.70	T.P.約35	0.58	No.20	T.P.約37	0.04	
No.21	T.P.約38	0.03	No.71	T.P.約32	0.58	No.21	T.P.約38	0.03	
No.22	T.P.約34	0.02	No.72	T.P.約29	0.49	No.22	T.P.約34	0.02	
No.23	T.P.約35	0.02	No.73	T.P.約29	0.22	No.23	T.P.約35	0.02	
No.24	T.P.約38	0.03	No.74	T.P.約35	0.10	No.24	T.P.約38	0.03	
No.25	T.P.約39	0.03	No.75	T.P.約31	0.07	No.25	T.P.約39	0.03	
No.26	T.P.約32	0.02	No.76	T.P.約31	0.10	No.26	T.P.約32	0.02	
No.27	T.P.約31	0.01	No.77	T.P.約15	0.36	No.27	T.P.約31	0.01	
No.28	T.P.約39	0.03	No.78	T.P.約19	0.40	No.28	T.P.約39	0.03	
No.29	T.P.約39	0.11	No.79	T.P.約19	0.20	No.29	T.P.約39	0.11	
No.30	T.P.約39	0.12	No.80	T.P.約19	0.07	No.30	T.P.約39	0.12	
No.31	T.P.約39	0.04	No.81	T.P.約35	0.11	No.31	T.P.約39	0.04	
No.32	T.P.約31	0.01	No.82	T.P.約38	0.22	No.32	T.P.約31	0.01	
No.33	T.P.約33	0.01	No.83	T.P.約40	0.11	No.33	T.P.約33	0.01	
No.34	T.P.約38	0.02	No.84	T.P.約41	0.05	No.34	T.P.約38	0.02	
No.35	T.P.約38	0.02	No.85	T.P.約37	0.03	No.35	T.P.約38	0.02	
No.36	T.P.約39	0.05	No.86	T.P.約33	0.05	No.36	T.P.約39	0.05	
No.37	T.P.約39	0.13	No.87	T.P.約26	0.06	No.37	T.P.約39	0.13	
No.38	T.P.約39	0.13	No.88	T.P.約22	0.15	No.38	T.P.約39	0.13	
No.39	T.P.約39	0.04	No.89	T.P.約20	0.34	No.39	T.P.約39	0.04	
No.40	T.P.約32	0.01	No.90	T.P.約20	0.49	No.40	T.P.約32	0.01	
No.41	T.P.約31	0.01	No.91	T.P.約20	0.34	No.41	T.P.約31	0.01	
No.42	T.P.約39	0.04	No.92	T.P.約21	0.51	No.42	T.P.約39	0.04	
No.43	T.P.約39	0.11	No.93	T.P.約20	0.53	No.43	T.P.約39	0.11	
No.44	T.P.約39	0.11	No.94	T.P.約28	0.40	No.44	T.P.約39	0.11	
No.45	T.P.約39	0.04	No.95	T.P.約21	0.27	No.45	T.P.約39	0.04	
No.46	T.P.約30	0.01	No.96	T.P.約19	0.15	No.46	T.P.約30	0.01	
No.47	T.P.約32	0.01	No.97	T.P.約15	0.06	No.47	T.P.約32	0.01	
No.48	T.P.約39	0.03	No.98	T.P.約23	0.08	No.48	T.P.約39	0.03	
No.49	T.P.約39	0.03	No.99	T.P.約25	0.03	No.49	T.P.約39	0.03	
No.50	T.P.約35	0.02	No.100	T.P.約-1	0.02	No.50	T.P.約35	0.02	